

令和3年（2021年）11月4日

滋賀県甲賀環境事務所

令和3年度甲賀管内「県下一斉清掃運動」環境美化活動 実施要領

1 趣 旨

滋賀県では、12月1日を滋賀県ごみの散乱防止に関する条例における「環境美化の日」と定めており、12月1日を中心に県内各地で一斉清掃が予定されている。甲賀管内においても環境保全意識の高揚を目的に、管内の県民および企業、行政機関等が協働し、環境美化活動を行う。

2 実施日時

令和3年11月30日（火） 清掃実施時間 9：30～10：45

3 実施規模

参加人数 200名程度

4 実施場所

活動場所：甲賀市水口町中心部および野洲川沿い歩道

集合場所：水口スポーツの森 第8駐車場（臨時駐車場）

〒528-0051 甲賀市水口町北内貴 230番地

※詳細（「県下一斉清掃運動」実施場所地図）

5 参加者等

県民、企業 県民、湖南・甲賀環境協会、滋賀県建設業協会湖南支部、滋賀県建設業協会甲賀支部、NPO法人甲賀ユートピアネットワーク協会の各会員等

行政機関等 甲賀市、滋賀県（甲賀管内）等

6 当日スケジュール

9：30～ 受付・清掃活動開始
（随時） ごみの回収

10：45 清掃活動の終了

※ごみ回収を終了した参加者から、随時解散とする。

11：15 （撤収完了）

7 新型コロナ感染症対策

「コロナとのつき合い方 滋賀プラン」をもとに、活動場所での3密を避けるため、以下の感染防止対策を行う。

感染症対策

- ・受付関係
当日受付を2か所に分散し、密の回避を図る。
受付時に検温を実施し、発熱（目安として 37.5℃以上）がある来場者の参加を断る。
参加者およびスタッフは活動中マスク着用を原則とする。
活動参加者に対して、「もしもの時のサポートシステム『もしサポ滋賀』 LINE 公式アカウント」の利用を促す。
(会場に、QRコードを設置。)
- ・開会式・閉会式
実施しない。
- ・消毒等の対応
清掃用具等の事前消毒の実施
用具等の配布と回収方法の工夫
配置による配布。(手渡しの回避)
使用後は、未使用と混ざらないよう分けて回収。
アルコール消毒液等の設置。(受付、ごみ回収場所)

8 中止時の対応

- ・小雨の場合は実施するものとするが、当日午前8時の気象情報で甲賀市に気象警報が発令されている場合や荒天時には中止とし、延期はしない。
中止の場合は、当日8時30分に県HPにて発表する。
あわせて当日現地での案内も行う。参加者への個別連絡は行わない。

中止の場合の掲載場所

滋賀県 > 県政情報 > 県の概要 > 滋賀県行政機構

> 琵琶湖環境部 > 甲賀環境事務所

URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/21178.html>

問い合わせ先 : 甲賀環境事務所 (事務局) 0748-63-6134

9 その他

- ・駐車スペースに限りがあるため、できる限り乗り合わせての参加を推奨する。
(ただし、同乗者同士の感染予防にも注意していただく。)
- ・傷害保険および賠償責任保険については、参加申し込みを基に、県(循環社会推進課)において、一括加入する。